

立川市水路条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市水路条例の一部を改正する条例

立川市水路条例（平成14年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
種別	占用等の内容	種別	占用等の内容
	単位		単位
第1種	水路、橋りょう及び乗用工作物に1平方メートルに 関する工事その他これに類する工つき1年 事のための工事舎所、事務所その 他の仮設工作物の設置	第1種	水路、橋りょう及び乗用工作物に1平方メートルに 関する工事その他これに類する工つき1年 事のための工事舎所、事務所その 他の仮設工作物の設置
	1,054円		1,041円
第2種	通路、家屋、仮設小屋その他の附 屬施設の使用 つき1年	第2種	(1) 軌道事業又は鉄道事業のた めの軌道（橋りょうを含 む。）の設置 (2) ガス又は電力の供給事業及 び電気通信事業のための工作 物の埋設
	738円		316円
	つき1年		つき1年
	347円		347円
第3種	(1) 電力の供給事業及び電気通 信事業のための電柱及び鉄塔 つき1年	第3種	(1) 電力の供給事業及び電気通 信事業のための電柱及び鉄塔 つき1年
	1,054円		1,041円

の設置		の設置	
	(2) 電話柱その他の柱類		(2) 電話柱その他の柱類
第4種 電線及びこれに類する架空線の設置	1 平方メートルに 527円 つき 1年	第4種 電線及びこれに類する架空線の設置	1 平方メートルに 694円 つき 1年
第5種 前各種に属さないもの	1 平方メートルに 1,054円 つき 1年	第5種 前各種に属さないもの	1 平方メートルに 1,041円 つき 1年
備考略.....	備考略.....

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占用料の額については、なお従前の例による。

